

社会保障・税一体改革の推進について

平成 24 年 9 月 13 日
健康保険組合連合会

9 月 8 日に閉会した通常国会では、民主、自民、公明の三党合意にもとづき、社会保障の安定財源確保のための消費税率引き上げを含む、社会保障・税一体改革関連 8 法が成立し、いずれも 8 月 22 日に公布、施行された。

これにより、高齢者医療制度をはじめとする医療保険制度の改革については、「社会保障制度改革推進法」にもとづき、1 年以内に、「社会保障制度改革国民会議」の審議結果等を踏まえて、必要な法制上の措置が講ぜられることとなった。

高齢化の進展等にもなう医療給付費、拠出金負担の増嵩によって、医療保険者の財政悪化は年々深刻化している。これを支える現役世代の負担はすでに限界に達しており、さらに今後、加入者数の減少等、負担能力が弱まっていくことも考え合わせれば、我が国の皆保険制度は、もはや崩壊の危機に直面していると認識しなければならない。

そのため、健保連はかねてより、高齢者医療制度、なかでもとくに前期高齢者の医療給付費への公費投入の拡大、医療費の適正化に向けた体制の構築を強く訴えてきたが、現行の高齢者医療制度には、施行後 5 年目途の見直し規定があるにもかかわらず、未だ改善につながる道筋が示されていない。

改革実現に向けて、法律上、残された時間は限られており、同時に、医療保険者の財政状況は一刻の猶予も許されない状況にある。健保連としては、社会保障制度を持続可能なものとするための真の改革が実現されるよう、「社会保障制度改革国民会議」を早期に設置、開催し、着実に上記の課題に関する審議を進め、成案を得られることを要望する。あわせて、健保連の主張が改革に反映されるよう、関係各方面に対して引き続き理解を求めていく。

以 上